

日本労働年鑑 第55集 1985年版
The Labour Year Book of Japan 1985

第二部 労働運動

IV 賃金闘争

2 八四年春季闘争

2 労働諸団体の春闘白書

八四国民春闘白書

国民春闘共闘会議は八三年一二月二二日、東京で第二回総会をひらき「八四国民春闘白書」を発表した。まず白書は、日本経済の基調について過去三年間の低迷を脱し八三年半ば以降景気回復過程に入っているという現状認識を示し、また他方、日本経済は十分な供給余力をもっているため、景気の上昇がインフレを引き起こす心配はまったくなく、八四年の春闘は積極的な賃金引き上げの客観的条件がととのっていると分析している。しかし、それにもかかわらず、日本の景気回復の力が弱いのは、輸出主導型の景気回復パターンのため、国内に自律的な回復力＝内需の拡充がないからである、としている。

こうした分析のうえにたって、白書はつぎのような基本的方向を提示している。

日本経済の話や、内需拡大論は職場の交渉ではそのまま使いにくいという意見もある。それは一面では職場の実情を示しているが、同時に以下の二つの点も考慮に入れる必要がある。

第一は、いまや日本の賃上げは総資本と総労働というかたちで集中した時期に春闘という大きな場できまるようになってきている。すべての労働団体が集まって要求基準について共通の合意を形成しているのは、こうした実情を認識するからである。したがって、総労働的な制度政策の考え方、一社会のあり方と関連づけた賃金政策が必要である。

また、第二に、企業は団体交渉において赤字など企業事情を前面に出すこともあろう。けれども、余裕のある企業は、日経連の生産性基準原理をタテにとり、業界や資本全体の相場を理由に賃上げを抑えようとするであろう。その意味では資本の側も、企業事情の底にマクロの論理がはたらいっているのである。そしてその背後には経団連を中心とする「がまんの哲学」（低成長＝低賃上げ論）の思想的キャンペーンが厳として存在している。こうした資本の三段構えの陣立て、(1)企業事情、(2)生産性基準原理もしくは業界相場、(3)がまん哲学、に対して労働側もまた三段構えの武装が必要である。

(1)職場討議による自らの具体的な要求の決定と提出、(2)IIでみた全労働者に共通する賃金とくらしの問題点、これが総労働の賃上げの基礎であり、(3)「がまんの哲学」に対する労働側の日本経済と賃金のあり方についての提示である。すなわち、われわれの要求する賃上げこそが、日本経済の内外の矛盾を緩和する道につながる。

白書は以上のような方向にたつて、いくつかの重要な方針を提起している。その第一は、制度政策とトータルな生活防衛という観点である。すなわち低成長の時代には、賃上げだけにたよっては生活改善は望めないで、税制、社会保障、雇用政策、物価政策などトータルな努力によって総合的に生活の向上をめざさなければならないとするものである。

第二は、雇用保障と労働時間短縮の方針である。そのなかでは、「職業訓練、雇用保険など政府の雇用保障制度の充実を急ぐとともに時短、定年延長、高齢者雇用の推進など労働組合独自の雇用拡大の運動」の強化と「男女雇用平等法」の成立をめざすことを訴えている。そして「雇用を全労働者にわかちあうためには、労働時間の短縮が今や不可欠の条件であり、また、先進国労働者の国際連帯のためにも、公正労働条件の一つとして、日本の長時間労働は改められなければならない」と結論づけている。

第三に格差是正と公正な賃金。そのなかで、「労働者のくらしは企業事情とは関係なく社会において営まれるものであるから、中長期的展望に立つて賃金の過大な格差を縮小する努力が必要」であると主張している。そして、平均賃金にたいする最低賃金の割合は、先進国平均の四六～六六%にたいしてわが国のそれが三八・八%と、いちだんと低いことを指摘しつつ「公正な賃金実現のため、未組織労働者の労働条件の改善の最大の手段として、最低賃金制の役割は低成長下でいっそう重大になっている」と最賃制の役割を強調している。

全体として白書は、八四春闘では、賃金闘争の全労働者的団結の強化、官民の統一の拡大、地域春闘強化、最賃共闘の重視などが重要であるとした。
賃上げ要求基準についてはつぎのとおりである。

- (1) 物価上昇等、生活悪化の実態をふまえて、生活向上分等の総合的立場から六%以上を要求基準とする。
- (2) その際、定昇分(定昇制度のないところは定昇見合い分)は、産業、地域の組合が責任をもって独自に確保する。
- (3) 賃上げ要求額については、産別間、企業間、地域間における賃金格差の状況をふまえて決定する。

同盟の賃金白書

同盟の「賃金白書」は八四春闘をめぐる経済情勢について、八三年に入り急激に回復過程に入っていると概観したうえで、その回復が外需依存パターンにかたよっていると分析し、このため「貿易摩擦は、さらに広い領域で激化する動きをみせている」と先行き不安材料も指摘している。そしてこうした回復過程を反映して「企業収益は着実に改善を示してきている」として、これに積極的に対応すべきことを訴えている。

つぎに白書は、八四賃闘の位置と課題についてつぎのように述べている。

- (1) 八四賃闘には、次の三つの課題がある。
 - ・実質賃金を引き上げ、生活向上をはかる。
 - ・格差拡大に歯止めをかける。
 - ・雇用情勢改善の端緒をつくる。
- (2) この課題を全体として果たすためには、わが国経済が三%の低成長から脱却して、中期的に四～五%の中成長を達成していくことが必要である。賃上げはまた、そのための条件である消費需要の拡大をつくりだす。

そして、こうした経済成長と賃上げを実現するため、政府にたいして「一兆四〇〇〇億円減税要求

の完全実施、社会資本投資二兆円の増額、三〇〇〇億円の中小企業設備投資、行政諸経費の徹底的な削減、公定歩合の〇・五%再引き下げ」などの経済政策を要求している。なお、四%台成長の達成のためには、個人消費を実質三・五%程度拡大させることが必要であるとしている。また、ここ数年拡大傾向にある賃金格差を縮小するため、低賃金労働者の労働条件の引き上げのためとりくみの強化を主張している。

賃上げ要求基準について白書は、すでにあげた三つの課題を解決し、「生活水準の着実な向上を基軸としてわが国の経済、社会をおおっている停滞、不均衡を打破し、内需中心の整合性ある中成長路線を確立する出発点」として、率で六%、金額で一万二〇〇〇円を提示した。前年の七%、一万三五〇〇円とくらべ低いものとなっている。また、定昇の性格と取り扱いについては、「定昇を実施させることは労働者の当然の権利であることを基本として、産別・単組の実情を踏まえて定昇の取り扱いを自主的に決定するとともに、定昇の制度化に対する取り組みを強め、経営側の賃上げ抑制を意図した定昇論を打破しなければならない」という方針で臨むこととしている。

金属労協(IMF・JC)の白書

金属労協は八三年一二月一六日、東京で第二六回協議委員会をひらき、八四年闘争方針(いわゆる白書)を決定した。

方針は要求の基調についてつぎのように述べている。

わが国経済の実態、労働者生活の実態を踏まえ、八四年闘争を総合的生活闘争として位置づけ、賃上げと、(1)所得税・住民税の減税、(2)公共投資の有効活用と社会資本の整備・拡充など地域開発の促進、(3)民間企業、とりわけ中小企業の設備投資促進への投資減税などの諸政策によって内需の拡大を図り、四%台の実質経済成長の達成と雇用確保・拡大、実質賃金、実質可処分所得の確保・引き上げを基調として取り組むことにする。

また、具体的要求基準として、六%または一万二〇〇〇円基準という数字が提示された。八四闘争の基調についてつぎのように主張している。

JCは八四年闘争に取り組むにあたって、金属大産別共闘としての集中決戦方式を基本とした闘争の推進を追求することとし、厳しい環境の中にあってもそれぞれの産別自決体制を強化し、相乗効果を高めるための戦術討議を行っていく。

また、化学エネルギー労協との共闘を強化し、全民労協の場を中心とした民間労組との共闘・連携を強化することによって、要求実現へ向けJC共闘全体として努力していく。

闘争の具体的テンポについては、要求提出を三月一五日までにおこない、ただちに団体交渉を開始する、闘争の最大のヤマ場を四月上旬に求める方向で戦術検討する、という方針が決められた。

全民労協の賃金闘争方針

全日本民間労働組合協議会(全民労協)は八三年一二月一四日の代表者会議で、八四賃金闘争方針を決めた。

方針は、賃金と経済との関係をめぐるマクロの視点からも、実質可処分所得の伸びが少ない労働者の生活実態を前面にかかげて賃闘にとりくむ必要があると強調している。また労働四団体、IMF・JCなど大産別組織との連携を密にし、組織間の調整機能を果たしていく、との態度をうち出している。

そして、実質賃金の引き上げの重視とともに、それとあわせて「当面の政策・制度の要求の前提となる経済目標を、この賃上げによってもたらされる内需拡大を中心とした四%台の実質経済成長率、二%台の消費者物価上昇率、二%程度の失業率におき、これに見合った経済政策と予算編成を実現させなければならない」とし、それと同時に、「一定水準の実質可処分所得の向上を実現するために、不公平税制の改革、一兆四〇〇〇億円減税の完全実施と見返り増税阻止、社会的負担の

抑制などが不可欠」であるとしている。したがって八四賃闘の留意点として、闘争は「これら通年的にとりくまなければならない総合的生活闘争の一環として、相互の関連を重視しながら」すすめる必要があること、とともに賃闘は賃闘としてケジメをつけていく必要があることを指摘している。

賃金引き上げ要求および最低賃金要求の要点は、以下のとおりである。

八四賃金闘争の賃上げ要求は、過年度平均の消費者物価上昇率プラス α とする。消費者物価上昇率は二%程度と見込まれる。 α は四%以上を目途とする。

したがって、要求は六%以上を目途とする。定昇は、制度の有無にかかわらず、年功的な賃金水準を維持するために必要な措置であって、その水準の引き上げをはかるベース・アップとは明確に区別されるべきものである。また、全民労協の調査によれば、定昇は平均的には二%程度の大きさであるが、実際の大きさは、制度内容を含めて企業ごとに千差万別である。

これらを確認したうえで、定昇ないし定昇相当分の扱いについては、各加盟組織の自主的決定にゆだねる。

ここ数年の賃金格差拡大傾向に歯止めをかけ、個別賃金の社会的平準化をはかるため、ポイント賃金目標を設定する。

産業別ないし企業内の協定最低賃金の基準額を九万六〇〇〇円とする。

各加盟組織は、これを目標として横断的協定化もしくは単組ごとの協定化に努力するとともに、その成果を未組織労働者に拡張適用させるたたかい(最賃法第一条および労組法第一八条の適用)に積極的に取り組む。

方針は最後に、日経連の賃金抑制を批判しつつ、もし、そうした賃金抑制を許すならば、「内需は引き続き低迷し、貿易摩擦を激化して日本経済は孤立化し、耐え難い大量失業と生活水準の低下をもたらす縮小均衡への悪循環に陥る危険性がある」と指摘し、「全民労協は、八四賃金闘争の前段から全交渉期間を通じて、日経連をはじめとする経営者団体との交渉を重ね、無責任な主張に抗議するとともに、責任ある国民経済的対応を強くもとめていく」と訴えている。

日本労働年鑑 第55集 1985年版

発行 1984年12月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月21日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1985年版(第55集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
